

平成二十七年五月十四日提出  
質問 第二三二二号

高速道路における二輪車の路側帯走行に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

## 高速道路における二輪車の路側帯走行に関する質問主意書

ゴールドデンウィーク中、神奈川県警は高速自動車国道等の路側帯走行について、ヘリコプターを使用した大々的な取締りを行い、四輪車一台、二輪車数十台を摘発したとの報道がなされています。

車両は、路側帯と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならいとされており、これは高速自動車国道等においても同様です。特に高速自動車国道等の路側帯は事故や車両故障等の際の退避場所としても重要であるほか、緊急車両が通行する場合もあるので、違法な路側帯走行を取り締まることは大変重要であると思います。また、安易に路側帯を走行する車と、真面目に渋滞の列に並んでいる車との間で到着時間に大きな差が生じることは不公平なことであり、見過ごすことはできません。

しかしながら、高速自動車国道等の路側帯の走行が認められていないために、二輪車が渋滞中に追い越しをする際、四輪車と四輪車の間をすり抜けるような運転をすることにつながっているのではないのでしょうか。このような運転は、四輪車と二輪車の接触事故の危険性を高めるおそれがあると考えます。

事故を減少させるという観点からすれば、高速自動車国道等において、二輪車が路側帯を走行して追い越しをすることを認める必要があると考えますが、見解を伺います。

右質問する。